

## 商品概要

スーパー定期貯金〈複利型〉

(令和6年7月1日現在)

商品名	・ J A 特別金利定期貯金
ご利用いただける方	・ 個人のみ
取扱期間	・ 令和6年7月1日から令和6年8月30日 ※募集総額7億円に到達次第取扱終了
期間	・ 3年(自動継続のみ) ・ 5年(自動継続のみ)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入(ATMおよびネットバンクでの預入は対象外) ・ 100万円以上(新たな資金の預け入れに限ります。) ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利については、店頭窓口またはホームページにてご確認ください。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前にご解約される場合は、J A 所定の中途解約利率により計算した利息とともに払戻し致します。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店(所)または企画管理部(電話:0858-23-3085)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 企画管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	・ 本商品の取扱条件として、預入資金は他行等からの新規の資金に限ります。新規の資金とは、期間中に現金(小切手)・振込み等により預入れされた資金です。既に当 J A に預入れの資金や、定期貯金等の満期資金、ご解約資金等による預け替えは対象外となります。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

J A 鳥取中央